

パートナーシップ・ ファミリーシップとは

互いを人生のパートナーとして、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支え合う関係のことです。

また、パートナーにある一方の子を始めとする近親者も「家族」として、日常生活及び社会生活上、精神的に、かつ、経済的又は物理的に支える関係のことです。

利用できるサービス一覧

「那覇市パートナーシップ・ファミリーシップ登録証明カード/事実証明書」を提示または提出することで利用できる行政手続きがございます。詳しくはホームページをご覧ください。

※沖縄県が発行する「パートナーシップ・ファミリーシップ届出受理証明書/届出書記載内容証明書」を使用し行政手続きを利用することも可能です。



←こちらからもアクセスできます!

事業者のみなさまへ

この登録は、那覇市がその市政の中で運用するものであり、登録によって何らかの法律上の効果（相続、税金の控除など）が生じるものではありませんが、この登録の趣旨を十分にご理解いただき、各種サービスへの利用等にご協力くださいようお願いいたします。



レインボーなは



那覇市は、2015年7月19日、「性の多様性を尊重する都市・なは」宣言（レインボーナハ宣言）を発表しました。人が多様な性を生きることは、人権として尊重されるものであり、その中で築かれるパートナーシップもまた、尊重されるべきであるとの理念に基づいています。



問い合わせ先

那覇市 総務部 平和交流・男女参画課

なは女性センター

沖縄県那覇市銘苅2-3-1
(なは市民協働プラザ1F)

電話 :098-951-3203

FAX :098-951-3204

Mail :s-heidan002@city.naha.lg.jp



HP二次元コード

発行:2025年



自分たちらしく生きるために
パートナーシップ・ファミリーシップ
についてお話しませんか



届出から交付までの流れ

① 電話予約

下記の番号へお電話ください。
届出の日時について、調整します。

098-951-3203

月～金 9:00～21:00 / 土 9:00～17:00
※祝日、年末年始(12/29～1/3)、
慰霊の日(6/23)を除く



② 届出

必要書類を持参し、予約した日時に、二人揃ってお越しください。プライバシー保護のため個室で対応します。時間は30分程度です。

◆ 月～金 9:00～17:00
(12:00～13:00、祝日、年末年始、慰霊の日を除く)



③ 内容確認

届出の際に提出された書類について、登録の要件を備えているか確認します。

交付まで一週間程度
かかります。



④ 登録証明書等の交付

登録が完了しましたら、ご連絡します。
証明書の受け取りにお越しください。

「なは市民協働プラザ」の地下駐車場と消防局隣の「ナハメカルパーキング」は**有料**です。センター利用者は、料金の一部が免除されますので「駐車券」を事務室にお持ちください。

☆なは女性センター利用者の一部免除料金

最初の2時間まで	100円
最初の2時間を超え1時間ごとに	100円
※利用時間が1時間に満たない場合は1時間として計算。	

届出することができる人

次のすべての項目に該当することが必要です。

●成年であること。

●那霸市民であること。

※一方が市内住所を有し、他の一方が市への転入を予定していること。

※二人が市への転入を予定していること。

●配偶者がないこと。

●登録される方以外の方とパートナーシップ関係ないこと。

●パートナーの二人が近親者でないこと。

※三親等内の血族又は三親等内の直系姻族でないと。(詳しくはHPをご覧ください。)

登録に必要な書類



■住民票※

■戸籍抄本※ (各自1通・個人事項証明、戸籍謄本でもよい)

■本人確認ができるもの

(写真付きは1点、写真がないものは2点確認します)

■那霸市パートナーシップ・ファミリーシップ登録届出書(窓口にあります。

HPからもダウンロードできます)

※発行から3ヶ月以内のもの



Q & A



Q:登録されるとどうなりますか?

A:「登録証明書」及び「登録証明カード」が交付されます。登録により、法律上の効(相続、税金の控除など)が生じるものではありません。

Q:登録証明書に記入される名前は本名でなければいけませんか?

A:性別違和ほか、市長が特に必要と認める場合には、通称名を使用できます。

Q:他の人が代理で届出できますか?

A:必ずご本人が行ってください。届出書の提出の際は、必ず二人でお越しください。

Q:那霸市から転出するときは、どのようにすればいいですか?

A:返還届を提出いただくとともに、「登録証明書」及び「登録証明カード」を返却してください。

Q:パートナーシップ・ファミリーシップを解消したときは、どのようにすればよいですか?

A:返還届を提出いただくとともに、「登録証明書」及び「登録証明カード」を返却してください。